



学校と家庭の よりよい関係づくりに向けて 指針を定めました

学校として取り組むこと

- ①教職員から積極的にあいさつをします。
- ②児童・生徒理解に努め、教職員間で情報を共有します。
- ③一人で抱え込まず、チームで対応します。
- ④子どもの話をしっかり聞き、共感を大切にします。
- ⑤事実と根拠に基づき、丁寧に説明します。
- ⑥意見・要望を真摯に受け止め、ともに考えます。
- ⑦教職員一人一人が、自らの行動を律します。

取り組みを続けるため、裏面のお願い事項へのご理解・ご協力をお願いします。

教職員との面談・連絡についてのお願い

多くの場合、話し合いを通じて解決に至っています。一方で、対応が難しいご要望をいただくこともあるため、学校として下記のとおり対応の仕方を定めています。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

- ① 面談は、学校と保護者の双方で事前に調整した日時に行います。平日30分を目安とし、状況により60分程度まで対応します。
- ② 面談には、教育委員会の職員が同席することや、録音をさせていただくことがあります。
- ③ 勤務時間を超えた面談の約束や、電話対応のご要望には、お応えできない場合があります。
- ④ 市立小・中・義務教育学校の電話は、平日7：50～17：15以外は自動応答での対応となります。
- ⑤ いただいたご意見・ご要望には真摯に向き合いますが、学校として対応が難しい場合もあります。必要に応じて関係機関にご案内することもあります。
- ⑥ 社会通念上不相当な言動・要求があった場合は、面談中であっても中止し、退去をお願いすることがあります。状況によっては警察に通報することもあります。

⚠ 以下のような社会通念上不相当な言動や要求はなさないようご協力をお願いいたします。



長時間の面談・電話



繰り返しの訪問・連絡



大声・高圧的な威嚇



執拗な人事変更要求



過度な書面回答要求



校内の無断撮影・SNS等への無断投稿



過度な謝罪・金銭要求



教育活動への過剰干渉